

(様式4)

柳井原地区ほ場整備地区における農地の売買契約を締結するまでの
基本的事項に関する覚書

一般財団法人 倉敷市船穂農業公社と () (以下「購入者」という。)とは、別紙図面に示す購入予定農地 (以下「本物件」という。)に関し、売買契約を締結するまでの基本的事項に関する覚書 (以下「本覚書」という。)を次のとおり締結する。

(趣旨)

第1条 本覚書は、本物件に関し、売買契約を締結するまでの基本的事項について定める。

(募集要項等の遵守)

第2条 購入者は、柳井原地区ほ場整備地内における農地購入希望者募集要項の記載事項及び購入者が提示した農業経営計画を誠実に遵守しなければならない。

(費用)

第3条 本覚書の締結及び履行に関して必要な費用は、購入者の負担とする。

(契約の時期)

第4条 売買契約は、令和4年〇月〇日までに締結するものとする。

(疑義の決定)

第5条 本覚書に関し疑義のあるとき、又は本覚書に定めのない事項については、両者で協議して定めるものとする。

本覚書の締結を証するため、本覚書2通を作成し、それぞれに両者記名押印して各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

(販売者) 倉敷市船穂町船穂2636番地2
一般財団法人 倉敷市船穂農業公社 印
代表理事 原 孝 吏

(購入者) 住所
氏名 印
(名称・代表者)